

■ 2004年8月14日(土曜日)

1日も早い復興に向けて

～7月福井豪雨災害対策の概要～



嶺北地方に深刻な被害をもたらした福井豪雨からの復興に向け、緊急に実施すべき対策費583億円(予算額421億円)の補正予算が、8月10日臨時県議会で可決、承認されました。今回盛り込んだ施策を速やかに実行に移し、県民の皆さんと一丸となって、1日も早い復興を目指し全力で取り組んでいきます。

予算の特色

被災者の方々が1日も早く元通りの生活を取り戻し、また、経済活動を軌道に乗せて元気を出していただけるよう、県としてできる限りの対策を大胆かつ迅速に実行していきます。特に、被災者の立場に立った本県独自の災害対策を大胆かつ緊急に実施し、目に見える形での復興を実現することを目指しています。今回の補正予算の中で、特に私たちの生活と関わりの深い「被害を受けた方々の生活・住宅支援」と「産業の再生」の主な支援・融資制度等を中心にご紹介します。

重点課題	総額	対策額	予算額
		583億円	421億円
被害を受けた方々の生活・住宅支援		83億円	30億円
産業の再生		133億円	34億円
社会基盤の早期復旧		269億円	259億円
再度災害の防止		93億円	93億円
救助活動等の実施・支援		5億円	5億円

対策額は、事業の総額で、予算額はその内の県の支出分です。
 (例: 貸付事業の融資枠100億円、県の金融機関預託額25億円の場合、対策額100億円、予算額25億円)
 なお、対策額、予算額は7月専決予算と8月補正予算の合計です。

被害を受けた方々の生活・住宅支援

生活再建のための緊急支援

■ 支援事業および融資制度

事業	用途	対象者	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	実質貸付利率	無利子期間	備考	問い合わせ先
緊急被災者支援金		被災した世帯	[支給額] 全壊、流失、半壊、一部破損、床上浸水…10万円 床下浸水…2万円					県地域福祉課 TEL 0776(20)0327 市町村
災害援護資金 無利子貸付事業	全て (住宅家財道具生活等 資金)	居住している自己所有の住宅が被災した方 (借家、アパートなどにお住まいの被災者の方も、家財道具が破損した場合には借入れができます。)	全壊 250万円 半壊 170万円 家財 150万円	10年以内 (3年)	0%	5年	・連帯保証人が必要 ・所得制限あり	県地域福祉課 TEL 0776(20)0327 市町村
生活福祉資金 (災害援護資金・住宅資金) 無利子貸付事業	全て (同上)	所得要件等により他の借入れができない方で居住している自己所有の住宅が被災した方 (同上)	全壊 250万円 半壊 170万円 家財 150万円	8年以内 (3年)	0%	5年	・連帯保証人が必要 ・所得制限なし	県地域福祉課 TEL 0776(20)0327 県および市町村の社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金 無利子貸付事業	全て (同上)	母子家庭の母・寡婦の方で居住している自己所有の住宅が被災した方 (同上)	住宅資金 200万円 転宅資金 26万円 生活資金 30万9千円	住宅資金 9年以内(2年) 転宅資金 3年6月以内(6月) 生活資金 8年6月以内(6月)	0%	住宅資金 5年 転宅資金 3年6月 生活資金 5年	・連帯保証人が必要 ・所得制限なし ・災害援護資金も可能	県児童家庭課 TEL 0776(20)0343

■ 県立学校・県立大学授業料の減免

項目	減免額	減免期間	問い合わせ先
県立高等学校 授業料	家屋の全・半壊…全額 一部破損、床上浸水…1/2減免	16年8月～17年3月の授業料	各県立高等学校
県立看護専門学校 授業料			県立看護専門学校 TEL0776(54)5166
県立大学授業料		後期分授業料	県立大学事務局 TEL0776(61)6000

※私立高等学校が、上記の基準で授業料を減免した場合は、県が学校に対して減免分を補助します。

■ 県税の減免・猶予等

救済措置	概要		問い合わせ先		
期限の延長	被災者の申請により、県税の申告等の期限が9月下旬まで延長できます。(具体的な日付についてはご相談ください。)なお、次の地域にお住まいの方は、一括して9月21日(火)まで期限が延長されていますので、申請は不要です。 福井市の一部、鯖江市の一部、美山町、今立町(福井市と鯖江市の具体的な地域についてはお問い合わせください。)		福井県税事務所 TEL 0776(21)0010		
納税の猶予	災害により、一時に納税ができないときには、申請により1年以内の期間に限り、納税を猶予します。 (猶予期間の延滞金は免除します。)		坂井県税事務所 TEL 0776(82)2800		
税の減免	種類	減免の対象となる場合	減免の割合	大野県税事務所 TEL 0779(65)1280	
	自動車税	修理して使用する場合で、修理に要する費用が一定額を超える場合	1/2減免		
	自動車取得税	災害から6カ月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合	被災自動車の被災直前の価格×税率		南越県税事務所 TEL 0778(23)4545
		取得して1カ月以内に災害により修理不可能な損害を受け、廃車した場合	被災自動車の自動車取得税の全額		県嶺南振興局 若狭税務部 TEL 0770(56)2211
	個人事業税	事業用資産の損害が2/10以上で、前年の事業所得が1,000万円以下の場合	2/10～全額		県嶺南振興局 三州税務部 TEL 0770(22)0050
		上記に該当しない場合、住宅に一定規模以上の損害があり、前年の事業所得が500万円以下の場合	3/10～5/10		
不動産取得税	滅失または損壊した不動産に代わる不動産を災害から3年以内に取得した場合	滅失不動産の価格×税率	県税務課 TEL 0776(20)0257		
	取得した直後に滅失または損壊した場合	全額			

■ 手数料等の減免

項目	主なもの	減免額	減免期間	問い合わせ先
各種証明書、免許証など	運転免許証再交付手数料 自動車保管場所証明書交付手数料	全額	原則17年3月まで	県財務企画課 TEL 0776(20)0234
営業再開に必要なもの	飲食店営業許可申請手数料			
建築物の復旧に必要なもの	建築確認申請手数料 建築完了検査手数料		原則1年間	

住宅再建の支援

■ 支援事業および融資制度

事業	用途	対象者	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	実質 貸付利率	無利子 期間	備考	問い合わせ先
被災者住宅再建 補助金	住宅・家財道具等資金	居住している自己所有の住宅が被災した方	[補助金上限額] 全壊…400万円 (新築、補修等300万円、家財等100万円) 半壊…200万円 (新築、補修等150万円、家財等50万円) 一部破損、床上浸水…50万円 (補修、家財等50万円)				住宅の新築・補修等に要する経費に対する補助	県建築住宅課 TEL 0776(20)0505 各市町村
被災者住宅再建資金 無利子貸付事業	住宅資金	居住している自己所有の住宅が被災した方	[無利子 貸付対象 限度額] 全壊 2,000万円 半壊 1,000万円 一部破損、 床上浸水 300万円	金融機関との契約内容による	0% (金利が2.1% 以下の場合)	5年		県建築住宅課 TEL 0776(20)0506 住宅金融公庫 民間金融機関

こころの元気回復

○被災者の方々が、不安やストレスなど、こころの悩みを克服し、元気をとり戻してもらうため、専門医等のこころのケアチームによるこころの巡回診察等を行います。

[問い合わせ先: 県健康増進課 TEL0776(20)0351]

○特に被災の大きかった地区の小・中学校に、スクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒の不安やストレスの解消を図ります。

[問い合わせ先: 県義務教育課 TEL0776(20)0575]

中小企業の復興支援

■融資制度

事業	用途	対象者	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	実質貸付利率	無利子期間	備考	問い合わせ先
県制度融資 返済猶予	運転資金 設備資金	平成16年7月18日以前から県制度融資(企業立地促進資金を除く。)を利用して被災した方	[返済猶予の方法] 申請日以降1年間の当該制度融資に係る元本の返済について、返済期日を1年間繰り延べるとともに、以降完済期までの返済期日をそれぞれ1年間繰り延べる。					県経営支援課 TEL 0776(20)0367 取扱金融機関
中小企業支援緊急資金 無利子貸付事業	運転資金 設備資金	被災した中小企業者	1億円 (知事特認 2億円)	10年以内 (2年以内)	0% (無利子期間を過ぎても1.3% の固定金利)	5年	・8,000万円まで 無担保 ・連帯保証人が必要な 場合あり ・保証料は 県が負担	県経営支援課 TEL 0776(20)0367 商工会議所 商工会 取扱金融機関
小規模事業者緊急資金 無利子貸付事業	運転資金 設備資金	被災した小規模事業者(マル経資金、生活衛生改善貸付対象者)	1,000万円	運転資金 5年以内 (6月以内) 設備資金 7年以内 (6月以内)	0%	5年		県経営支援課 TEL 0776(20)0367 福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町の商工会議所・ 商工会

○被災地域の商工会議所、商工会に特別相談窓口を開設し、中小企業診断士、税理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施します。
[問い合わせ先: 県商業・サービス業振興課 TEL0776(20)0369]

伝統的工芸品産地の復興支援

■補助制度

名称	概要		問い合わせ先
伝統的工芸品産地活性化 緊急支援事業	生産設備復旧支援事業	生産設備等の更新、修繕に要する経費の一部を助成 補助率2/3以内 補助限度額 1企業当たり300万円	県地域産業 ・技術振興課 TEL 0776(20)0370
	生産促進・需要創出事業	越前漆器 需要を創出する取組みの経費の一部を助成 越前和紙 楮、三桎など原材料の共同購入経費の一部を助成	

農業・農村の復興支援

■融資制度

事業	用途	対象者	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	実質貸付利率	無利子期間	備考	問い合わせ先
農業緊急資金 無利子貸付事業	農業災害資金	被災した農業者・生産組織	個人 200万円 生産組織 500万円	5年以内 (1年以内)	0%	5年	・保証料は県が負担	県農業技術経営課 TEL 0776(20)0426 市町村 JA
	農業経営維持 安定資金	被災した農業者・農業法人で農業所得を主とする者	個人 200万円 農業法人 1,000万円	5年以内 (3年以内)	0%	5年	・担保が必要な場合あり ・連帯保証人が必要	県農業技術経営課 TEL 0776(20)0426 市町村 JA
内水面漁業緊急資金 無利子貸付事業	運転資金	被災した内水面漁業生産組合	1,000万円	5年以内 (1年以内)	0%	5年	・連帯保証人が必要	県水産課 TEL 0776(20)0435 県信用漁業協同組合連合会

■補助制度

名称	概要	問い合わせ先
認定農業者 営農継続支援事業	農業協同組合等が被災した認定農業者に対し農業機械等をリースする場合、その購入費の一部を助成 補助率 県1/3 市町村1/6	県農業技術経営課 TEL 0776(20)0425
ハナエチゼン・コンヒカリ 刈取り応援事業	農業機械が失われ稲の収穫ができない被災地区の刈取り作業を支援するため、不足コンバインの調達経費等を助成 事業主体 被災地区の農業協同組合 補助率1/2	県農畜産課 TEL 0776(20)0429

社会基盤の早期復旧等

■社会基盤の早期復旧

項目	概要(対象施設・箇所数等)
河川・道路・砂防施設等の復旧	河川263箇所、道路181箇所、砂防施設等173箇所、港湾2箇所、道路の土砂の除去等247箇所等
農林施設の復旧	農地1,301箇所、農業用施設1,049箇所、林道515箇所、小規模な林道災害の復旧支援201箇所、治山施設19箇所、農山村の集落排水施設等への10%のかさ上げ支援15箇所、農業共同施設8箇所
文化・社会施設の復旧等	老人福祉施設2施設、障害者福祉施設等5施設、児童館1施設、保育所7施設 ・特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡一帯の遺跡を保護するとともに、来訪者がこれまでどおり見学できるよう専門家の協力を得ながら、早急に復旧整備を行います。

・若者就職支援センター(ふくいジョブカフェ)は、8月17日から福井商工会議所ビルでの運営を再開しました。

■再度災害の防止

項目	概要(対象施設・箇所数等)
災害関連公共事業	砂防堰堤工事36箇所、擁壁・法面工事8箇所、治山ダム工事19箇所、危険箇所の緊急対策工事10箇所
災害対策の緊急調査等	<ul style="list-style-type: none">・学識経験者等で構成する「足羽川洪水災害調査対策検討会」を設置し、災害発生の実態を把握するとともに、今後の治水対策の方向性を検討します。・土砂災害の状況、山腹崩壊、溪岸の浸食等を調査したうえで、保全すべき対象エリアを特定し、治山・砂防施設の配置計画を策定します。・豪雨災害に強い農山村づくりを進めるため、専門家、有識者で組織する検討委員会を設置し、被害の発生状況や要因の分析、現地調査等を行います。

■救助活動等の実施・支援

被災者救助や災害ボランティア活動支援に要した経費

